

西伊豆町発注工事の下請契約における社会保険等未加入対策について
(西伊豆町建設工事請負契約約款を改正します)

建設業においては、若年層入職者の減少等が問題となっており、その一因として、社会保険等（健康、厚生年金、雇用の各保険）未加入者が多いことが挙げられています。そのため、未加入者対策の一環として、平成30年4月1日以降に契約を締結する西伊豆町発注建設工事より建設工事請負契約約款を改正し、受注者（元請業者）に対し、社会保険等未加入者との一次下請契約を締結することを原則禁止とします。

社会保険等未加入者（適用除外者を除く）と一次下請契約を締結した場合でやむを得ない理由があると認められない場合（やむを得ない理由があつたと認められた場合であっても、発注者が指定する期間内に加入しない場合）は、受注者（元請業者）に対し、**制裁金**や**指名停止等**の罰則が適用されます。

また、二次下請以下についても、原則、社会保険等加入者（適用除外者を含む）に限定する取組を実施します。制裁金等の措置は当分の間適用しませんが、今後適用する方向で検討していきます。

建設業者の皆様におかれましては、御理解・御協力の程、よろしくお願いいたします。

※適用除外者：加入義務がない者

- 社会保険等未加入者の確認方法は、施工体制台帳及び再下請負通知書の社会保険等の加入状況における保険加入の有無欄により、「未加入」でないことを確認することとし、当面の間は、加入又は適用除外の確認及び資料の提出は求めないこととします。

○西伊豆町建設工事請負契約約款に以下の条項を追加します。

【契約締結日が平成30年4月1日以降の当初契約から追加】

(下請負人の社会保険等加入義務等)

第7条の2 受注者は、次の各号に掲げる届出の義務を履行していない建設業者（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第3項に定める建設業者をいい、当該届出の義務がない者を除く。以下「社会保険等未加入建設業者」という。）を下請負人としてはならない。

- (1) 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出の義務
 - (2) 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出の義務
 - (3) 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出の義務
- 2 前項の規定にかかわらず、受注者は、次の各号に掲げる下請負人の区分に応じて、当該各号に定める場合は、社会保険等未加入建設業者を下請負人としてすることができる。
- (1) 受注者と直接下請契約を締結する下請負人
当該社会保険等未加入建設業者を下請負人としなければ工事の施工が困難となる場合その他の特別の事情があると発注者が認める場合において、受注者が発注者の指定する期間内に当該社会保険等未加入建設業者が前項各号に掲げる届出の義務を履行し、当該事実を確認することのできる書類(以下「確認書類」という。)を発注者に提出したとき
 - (2) 前号に掲げる下請負人以外の下請負人
次のいずれかに該当する場合
ア 受注者が、当該社会保険等未加入建設業者を下請負人としており発注者が認め、その旨を通知した日から30日(発注者が、受注者において確認書類を当該期間内に提出することができない相当の理由があると認め、当該期間を延長したときは、その延長後の期間)以内に確認書類を発注者に提出した場合
イ 前号に定める特別の事情があると発注者が認める場合
- 3 受注者は、当該社会保険等未加入建設業者が前項第1号に掲げる下請負人である場合において、同号に定める特別の事情があると認められなかったとき又は同号に定める特別な事情があると認められたにもかかわらず、同号に定める期間内に確認書類が提出されなかったときは、発注者の請求に基づき、違約罰(制裁金)として、受注者が当該社会保険等未加入建設業者と締結した下請契約の最終の請負代金の額の10分の1に相当する額を発注者の指定する期間内に支払わなければならない。